

制度の利用方法について

【制度の利用には申請が必要です】

【問合せ窓口】

一宮市上下水道部給排水設備課

所在地 一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所本庁舎10階）

電話 0586-28-8660

制度の流れ

1 私道敷公共下水道布設申請に関する説明を受けます。

私道敷に公共下水道の布設を希望される場合は、事前に『問合せ窓口』へ申し出ください。
市の担当職員が面談し、私道敷に公共下水道を設置できるかどうかの聞き取り調査を行うと共に、申請書類への記入方法等を説明します。

2 代表者を選定してください。

私道敷へ公共下水道の布設を希望される方の中から申請者の代表を選定します。

3 事前現地調査を行います。

申請前に公図の写しを提出していただき、公図と現地の状況を確認するために申請者代表と市が合同で現地調査を行います。

現地調査では、路面状況、境界杭、付帯工作物、地下埋設物等の確認を行います。

4 私道敷公共下水道布設申請書の提出と審査説明を受けます。

申請者代表は『問合せ窓口』で受け取った私道敷公共下水道布設申請書に、公共下水道の布設希望者や私道敷所有者の押印を得る等の取りまとめを行い『問合せ窓口』へ提出します。

提出された書類は、窓口で内容確認を行ってから受け付けし、書類に不備があれば訂正をお願いします。

受付完了後には、今後の事務の流れの説明を受けます。

5 布設決定通知が発行されます。

市は、受け付けた申請書類を審査し申請者代表に『決定書』により決定内容を通知します。

『決定書』は『問合せ窓口』で受け取ってください。

6 私道敷公共下水道布設工事を施工します。

布設決定後に市の費用で私道敷へ公共下水道布設工事を施工します。

私道敷へ布設された公共下水道の維持管理は、市が行います。

公共下水道布設工事の時期は、未供用地区は公道の公共下水道管工事と調整し、供用開始前に施工しますが、既供用地区は布設決定後、2年以内に施工を予定しています。

7 布設完了の通知がされます

私道敷への公共下水道布設工事が完成し下水道本管及び取付管が使用可能になると、申請者代表に工事の完了を通知します。完了通知書は市から申請者代表に郵送します。

8 排水設備（宅地内工事）を設置してください

宅地内の排水設備工事は、接続ますを含めて市の指定する排水設備指定工事店と個々に契約し、接続工事を実施してください。排水設備の管理は、個々の責任となります。